

生駒市立鹿ノ台中学校 環境宣言

・前文 生徒のありかた

鹿ノ台中学校生（以下「生徒」という。）は、正当に選挙された、生徒会における代表者を通じて行動し、我々やその後輩のために、徹底した議論を基調とし、校風である「創造・誠実・明朗」がもたらす確かな教育の確保の自覚のもと、ここにこの宣言を発表する。生徒会は、生徒全員の信任により成立し、その権力は生徒会の代表者が保持する。これは鹿ノ台中学校（以下「鹿中」という。）の基本的原理であり、この宣言は、これに基づくものである。

生徒は、地球環境の改善を願い、地域を愛する諸生徒の公正と信義に信頼して、我々の教育と自由を保持しようとして決意した。そのためには、地球温暖化をはじめとする諸問題の防止・撲滅を目指す国際社会にむけて、常に新しい取り組みを発信することが必要であり、我々は中学生ならではの視点からその役目を全うしようと思う。

いずれの生徒も、自分のことに専念するあまり他人を無視するようなことがあってはならず、また環境とは、人間相互の関わりによる空間的なものをも指すと考える。この理念は、生徒の意識を維持し、他校に先だち新しい取り組みを進めようとする上で必要不可欠なものである。

生徒は、本校の名誉にかけ、全力をあげてこの理念と目的を達成することを誓う。

・第一章 環境保全

第1条

私たち生徒は、環境の保全に対する基本原則を定め、生徒会及び生徒のすべきことを明らかにするとともに、環境の保全に関する行動を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の生徒の衛生的で文化的な生活の確保に努めるとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

第2条

環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが生徒の衛生的で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙なバランスを保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることに遺憾の意を表明し、現在及び将来の生徒が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

第3条

環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り減らすことその他の環境の保全に関する行動がすべての生徒の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な学校生活の発展を図りながら持続的に発展することができる学校が構築されることを理想とし、科学的見解の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを目的として、行われなければならない。

第4条

地球環境保全が人類共通の課題であるとともに生徒の衛生的で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であること及び我が校の学校生活が地域的な密接な相互依存関係の中で営まれていることを実感し、地球環

境保全は、我が校の能力を生かして、国際社会において我が校の位置する地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進されなければならない。

第5条

鹿中は、前三条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な行動計画を作成し、実施する責務を有する。

第6条

- ① 生徒は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の減少に努めなければならない。
- ② 前項に定めるもののほか、生徒は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、鹿中が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

・第二章 学級委員会の提案

第7条

各委員会及び各学級は環境保全に取り組む生徒会を支え、共に一丸となり、現在及び将来の生徒の衛生的で文化的な生活の基盤となる環境に配慮して積極的にその活動を行わなければならない。

第8条

各委員会及び各学級は環境保全に関する計画及び施策を定期的に提案し、その実現のために努め、適切な措置を講じなければならない。

第9条

各委員会及び各学級は、現在生徒会及びこれらの環境保全機関が行っている環境保全活動を将来の生徒が円滑に継続することが可能なよう、適切な措置を講じなければならない。

第10条

学級委員会及び各委員会は、地域住民と深い地域的交流関係を持ち、鹿中における環境保全その他の活動を地域に周知させられるよう努めなければならない。

第11条

各委員会及び各学級、殊に各学級においては、その代表者である学級委員は生徒の環境に対する意識を高め、環境保全に関する活動における生徒への適切な誘導を行う義務を負う。

第12条

学級委員会はエコルーム開放時、その開錠及び施錠を行い、その場において生徒を適切に誘導し監督しなければならない。

・第三章 環境の保全に関する基本的施策

第13条

この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を目的として、各種の施策相互の地域的な連携を図り、なおかつ総合的・計画的に行わなければならない。

- ① 生徒の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が十分に保全されるよう、大気、水、並びにその他の環境の構成要素が良好な状態に維持されること。
- ② 生徒と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

第14条

生徒は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を作成し、実施するにあたっては、環境の保全について配慮しなければならない。

第15条

教職員は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により生徒が環境の保全についての理解を深めるとともに、環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、生徒の意思を尊重しつつ、必要な施策及び計画を作成するものとする。

第16条

教職員及び生徒会は、生徒又はこれらの者の組織する委員会が自発的に行う環境保全活動、クリーンアップキャンペーン等に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な計画を作成するものとする。

第17条

教職員及び生徒会は、第15条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の委員会等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に尽力するため、生徒の権利・利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

第18条

教職員及び生徒会は、地球環境保全に関する地域的な連携を確保することその他の地球環境保全に関する国際協力を推進するために必要な施策及び計画を作成し、人類の福祉に貢献するとともに生徒の健康的で文化的な生活の確保に寄与するものに尽力するための支援を行うこと及び国際協力を推進するために必要な施策及び計画を作成するものとする。

第19条

教職員及び生徒会は、地球環境保全に関する国際協力を推進する上で、本校以外の地域において地球環境保全に関する国際協力のための自発的な活動が行われることの重要性に関して、その活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第20条

教職員及び生徒会は、委員会・生徒会が環境の保全に関する計画を作成し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

・第四章 校内環境原則

第21条

生徒は、衛生的で健康的な生活を保つに足る環境で、自由、平等および十分な教育水準を享受する基本的な権利を有するとともに、現在及び将来の生徒のために環境を保護し改善する義務を負う。これに関し、地球温暖化、オゾン層の破壊、海面上昇等諸問題を促進し、または恒久化する政策は非難され、排除されなければならない。

第22条

生徒相互の関係に伴う崇高な理性は、現在及び将来の生徒のために、注意深く適切に保護されなければならない。また、地域を愛する諸生徒の信義は維持され、可能な限り、向上されなければならない。

第23条

すべての鹿中の環境政策は、これの現在または将来の生徒の可能性を向上させねばならず、その可能性に対して悪影響を及ぼすものであってはならず、すべての生徒のより良い学習条件の達成を妨げてはならない。また、環境上の措置によってもたらされる校内および地域的な環境的帰結を調整することの合意に達するため、教職員及び生徒会は適当な措置をとらなければならない。

第24条

環境を改善するため、教職員及び生徒会は、その計画の立案にあたり生徒の衛生的で文化的な生活のために校内環境を保護し向上する必要があることを認識し、総合性を保ち、調整をとらなければならない。

第25条

鹿中の適当な機関に、環境の質を向上する目的で、本校の環境につき計画し、管理し、または規制する任務がゆだねられなければならない。

第26条

生徒会は、環境の保護と改善のため、委員会等環境保全のための機関が調整され能率的で力強い役割を果たせるよう、これと相互に協力しなければならない。

・第五章 附則

第27条

この宣言は、平成二十八年度二学期終業式の日採択される。

第28条

生徒会は一年の任期の間に、この宣言を改訂し、新たな環境宣言を生徒に発表しなければならない。

第29条

この宣言は、エコスクール活動におけるグリーンフラッグ取得のための最終段階要素であり、この宣言を生徒が承認及び採択することにより初めてその効力を持つ。